

議員提出議案第2号

「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成18年6月20日

提出者 宮内正敏

賛成者 西ふみ子

〃 上原しのぶ

「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書

3月24日の県議会本会議において「奈良県少年補導に関する条例」が成立しました。日本弁護士連合会会長の反対声明、奈良弁護士会会長の反対声明に続き、近畿弁護士連合会が反対声明を上げるなど、様々な問題点が指摘され、反対の声が全国的に広がる中での強行です。マスコミでも大きく報道され、新聞各紙も「異論封じぬぐえず」(毎日)、「県警“適正に運用”、弁護士会施行凍結求め運動」(読売)、「子どもを追いつめる、拙速…保護者らも強い不信感」(奈良)の見出しで報じました。

本条例は、青少年の犯罪でもない行為を不良行為と規定し、保護者や県民の義務や責務、警察職員の権限などを定めるというものです。少年の非行防止や立ち直り支援は、教育・福祉の諸施策の充実によってこそ実現すべきもので、このことは、「少年非行防止のための国連ガイドライン」や内閣府の「青少年の育成に関する有識者委員会報告書」においても明確です。奈良県でも、学校や地域社会、福祉機関や医療機関などの連携を強め、全県民的な議論の中で進めるべきものですが、県民的な議論は十分になされていません。

拙速を避け、本条例の7月1日からの施行を中止し、十分に議論することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月 日

生 駒 市 議 会